

相模原市監査委員公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき市立小・中学校の監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元年7月9日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 須 田 毅

同 大 崎 秀 治

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

2 監査の実施日程

(1) 事務局による監査手続

平成31年4月26日から令和元年7月3日まで

(2) 監査委員による監査実施日

令和元年7月4日

3 監査の対象

(1) 対象校

南大野小学校、相模台小学校、相武台小学校、光が丘小学校、桜台小学校、青葉小学校、淵野辺東小学校、青野原小学校、上溝中学校、共和中学校、鳥屋中学校及び青野原中学校

(2) 対象事務

平成30年度及び令和元年度に執行した次に掲げる事務。ただし、必要に応じて平成29年度以前に執行した事務についても対象とした。

ア 児童・生徒の安全確保について

イ 現金等の管理について

ウ 再配当予算の執行について

エ 旅費の支出について

4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第23条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 児童・生徒の安全確保について	遊具等において事故が発生するリスク	遊具等の維持管理は安全確保の観点から適切に実施されているか。 ア 点検は適切に実施されているか。 イ 修繕は適切に実施されているか。

	薬品等の紛失及び事故発生リスク	理科薬品・プール薬剤の管理は適正に行われているか。
(2) 現金等の管理について	現金等が紛失するリスク	現金等の管理及び出納は適正に行われているか。
(3) 再配当予算の執行について	不適正な公金の支出が行われるリスク	予算の執行は適正に行われているか。
(4) 旅費の支出について	不適正な公金の支出が行われるリスク	旅費の算定及び支出は適正に行われているか。

5 主な監査手続

監査基準に基づき、監査対象校及び教育委員会に関係書類、資料等の提出を求め、抽出により書面調査及び聞き取り調査を行った。また、事務局による現地調査及び監査委員による現場実査を実施した。

6 監査の結果

(1) 指摘事項

独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)からの災害共済給付金(以下「給付金」という。)及び就学奨励金に係る現金等の管理について調査したところ、次のような事例が見られた。

ア 市から学校長名義の預金口座(以下「学校口座」という。)に給付金等が振り込まれた後、出金して校内の金庫に保管し、後日対象者等へ支払うなど日常的に現金の受払いを行っていたにもかかわらず、複数の学校において、相模原市学校財務事務取扱要領(平成29年4月1日施行。以下「財務要領」という。)に定める現金出納簿(以下「出納簿」という。)が備えられていないため、現金の収支が明確であること及び学校長による残高確認がされていることが書面により確認できなかった。

財務要領第25条第1項には、市から受ける補助金、助成金、委託料、学校で徴収する現金等については学校長の責任において適正に管理し執行することが、また、同条第2項には、同条第1項の現金については帳簿等を備えて常に収支を明確にしておくことが規定されている。

平成30年度に実施した監査においては、中学校1校において、修学旅行

費用の一部として市から振り込まれた 2 世帯分の就学奨励金が長期にわたって学校口座に残されていた事例が見られたことから、同校に対する指摘事項としたところであるが、依然として複数の学校において、現金取扱事務の透明性を欠く不適正な事務処理が行われていたことは大変遺憾である。

万が一学校で管理する現金を亡失等した場合には、その責任が問われて厳しい処分の対象となるだけでなく、教育行政に対する市民の信頼を大きく損なうことにもなりかねない。

今後は、学校における現金管理の重要性を再認識するとともに、財務要領に基づく帳簿等の整備及び適切な運用の徹底をはじめとする事務執行体制の見直しを図り、学校長の責任において現金の適正な管理及び執行に万全を期されたい。(南大野小学校、相武台小学校、光が丘小学校、青葉小学校、青野原小学校、鳥屋中学校)

イ 給付金を管理する学校長名義の預金通帳及び関係書類を確認したところ、学校の管理下で負傷した児童の保護者に対する給付金が速やかに支払われていない事例が見られた。

小・中学校の管理下における児童生徒の災害(負傷、疾病等)に対する給付金は、保護者から学校に提出された必要書類及び学校からの災害報告書に基づき教育委員会がセンターに支払いを請求し、給付の決定後、センターから市(教育委員会)を經由して学校口座に振り込まれ、その後学校から保護者に支払われることから、公金に準じて取り扱わなければならない現金である。

また、「相模原市学校保健の手引き」(平成 28 年)に記載されている災害共済給付を受ける場合の手続の流れによれば、保護者から「医療費の状況」「調剤報酬明細書」などの必要書類が学校へ提出された際に「給付時期(概ね 1 か月半後)等について概略を説明する」とこととされており、通常必要とされる事務処理期間を勘案しつつ速やかな給付が求められているものと思料される。

しかしながら、市からの学校口座への入金日から学校による出金日までの約 4 か月間保護者への連絡を怠り、給付金が支払われることなく当該口座に留保されていたことは、不適正な事務処理と言わざるを得ない。

今後、給付金をはじめとする公金に準じた現金の管理及び執行に当たっては、財務要領に則した事務処理体制の再構築を図り、再発防止に取り組み

たい。(青野原小学校)

(2) 注意事項

ア 現金等の管理について調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。

(ア) 給付金等を管理する学校口座に、口座開設時の入金、預金に対する利息及び出所が判明しない不明金が複数年にわたり存在していたにもかかわらず、毎年度末等における残高の調査及び出所等の把握が行われていたことが確認できなかった。(光が丘小学校、青野原小学校、共和中学校)

(イ) 人権福祉・交際費において学園緑化推進事業に伴う苗の購入費の立替えを行っていたが、立替簿が整備されていなかった。(青葉小学校)

(ウ) 中学校課外活動助成金の執行において、必要の都度、学校口座から現金を引き出すことなく長期間立替えが行われていた。(共和中学校)

今後は、財務要領に基づき、学校における公金に準じた現金の適切な管理及び執行に努められるよう注意する。

イ 旅費の支出について調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。

(ア) 勤務場所から出張先までの往路の旅費について、「旅費事務の手引き第3版」(平成30年8月。以下「旅費手引き」という。)に従い時間的経済性を優先して経路を決定したにもかかわらず、金銭的経済性を優先した場合(安価な経路)の金額を上限として旅費を支給していた。(相模台小学校)

(イ) 自家用自動車による出張について、合理的な理由がなく最短経路と異なる経路を用いて算定したことにより旅費を過大に支給していた。(光が丘小学校、青野原小学校)

(ウ) 公共交通機関を利用した出張について、出張命令票兼出張命令簿(以下「命令票」という。)に運賃を誤って記載したことにより支給額に不足が生じていた。(鳥屋中学校)

(エ) JRの運賃計算の特例(特定都区市内)を利用せずに算定し、また、命令票に運賃を誤って記載したことにより旅費を過大に支給していた。(鳥屋中学校)

(オ) 自家用自動車による出張について、誤った距離を用いて旅費を算定したことにより支給額に不足が生じていた。(青野原中学校)

(カ) 自家用自動車による出張について、往復分の旅費を支給すべきところ、

片道分のみを支給していた。(青野原中学校)

(キ) 鉄道利用による出張について、同一会社線を一括して算定すべきところ、各々の路線の運賃を積算して算定したことにより旅費を過大に支給していた。(青野原中学校)

(ク) 勤務場所から自宅に一旦帰宅する場合の出張において、旅費の算定から除外すべき勤務場所から自宅までの経路について自家用自動車を使用した距離に基づき算定し、また、鉄道利用による経路について金銭的経済性を優先せずに旅費を算定したことにより過大に支給していた。(青野原中学校)

(ケ) 命令票に記載された職員 1 名分の算定額が旅費実績額報告書(教職員給与厚生課が旅費の支給を行うために学校が作成する報告書をいう。)に記載されていなかったことにより、旅費が支給されていなかった。(青野原中学校)

今後、旅費の算定及び支出に当たっては、旅費手引き等の確認を徹底するとともに、命令票等の確認体制を見直すなど再発防止に取り組み、適切に旅費の支給事務を執行するよう注意する。

(3) 各小・中学校におけるその他の事務の執行は、おおむね良好と認められた。

7 意見

(1) 小・中学校における現金管理について

今回の調査において、校内の金庫で現金を保管し日常的に現金の受払いを行っていたにもかかわらず、出納簿による日ごとの現金出納の記録及び学校長による残高確認が行われていない事例が複数の学校において見られ、現金取扱事務の透明性を欠く不適正な事務処理が行われていたことから指摘事項としたところである。これらの学校以外においては、出納簿としての要件を満たした帳簿を備えていたが、財務要領や「学校財務の手引き改訂版」(平成30年4月)には出納簿の様式は示されていないことから、各校が独自のものを使用している状況であった。また、複数の学校において、給付金を管理する学校口座に不明金等が長期にわたり存在していた事例が見られた。

こうした状況に鑑み、教育委員会は、各小・中学校における現金受払いの実態を早急に把握するとともに、学校の意見等を聴きつつ市の現金出納員事務の

運用等を参考として現金取扱事務全般の見直しを行い、効率的かつ効果的な事務処理手順や標準的な様式を定めて各学校に十分周知するなど、必要な措置を講じられたい。

(2) 給付金の取扱いについて

給付金を管理する学校長名義の預金通帳及び関係書類を確認したところ、市を經由して学校口座に給付金が振り込まれていたにもかかわらず、保護者への連絡を怠り、長期にわたって支払が行われなかったことから指摘事項としたところである。

災害共済給付を受けるための一連の手続については「相模原市学校保健の手引き」に示されており、各小・中学校に対してその運用等が周知されているところであるが、学校口座に給付金が振り込まれた後の保護者への支払に関しては「金額等確認の上、口座から引出し、保護者へ支払う」との記述があるのみで、保護者への連絡方法や経過記録の作成、原則的な支払時期、現金の保管等の取扱いなどの記載はなく、各学校の判断に委ねられている状況であった。

今後、教育委員会は、各小・中学校が統一的な運用の下で遺漏なく給付金の支払事務を執行できるよう「相模原市学校保健の手引き」の充実を図るとともに、現行の支払方法を見直すなど、必要な措置を講じられたい。